

令和5年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸市小児救急医療事業団）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指定管理料及び手数料の専用口座を設けるべきもの</p> <p>指定管理料は、協定書第7条第2項により、「指定管理者の届け出た専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）に市が入金する」と規定されている。仕様書においても、「4.施設の経理に関する事項」で、「センターの管理運営に関する会計は、指定管理者のほかの業務と区分処理し、その経理を明確にする。」とされている。</p> <p>しかし、指定管理者が届け出た口座は、専用口座ではなく法人の資金管理を行う普通預金口座であり、指定管理料は指定管理者のほかの業務と区分されることなく管理されていた。</p> <p>また、神戸こども初期急病センター条例（以下「条例」という。）第11条に基づく手数料（証明書発行手数料）についても、協定書第9条により、「指定管理者が徴収を行い、収納金は、第7条第2項に規定する専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）に速やかに入金しなければならない」とされているところ、徴収した手数料は、神戸市に納付するまでの間、現金で保管されていた。</p> <p>「現金取扱事務の手引き（公金編）」では、神戸市の歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託する際の事務等について定められており、その中で徴収した現金は、金融機関に公金専用の決済用預金口座を設けて預金することが求められている。</p> <p>指定管理者は、協定書及び仕様書に基づき、指定管理料は専用口座を設け、指定管理者のほかの業務と区分処理し、その経理を明確にするとともに、手数料についても同専用口座にて管理すべきである。</p> <p>また、神戸市所管局は、指定管理者の届け出た口座が協定書に定める専用口座か確認するとともに、指定管理料及び徴収した手数料が適正に管理されるよう、指定管理者を指導すべきである。</p>	<p>神戸市所管局より指定管理者に対し、専用口座を作成するように指導した。専用口座開設が完了し、令和6年度4月に入金する指定管理料から当専用口座にて管理する。</p>	<p>措置済</p>

令和5年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸市小児救急医療事業団）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>イ 条例に基づき適正に手数料徴収を行うべきもの</p> <p>徴収事務については、地方自治法（以下「自治法」という。）第243条により、特別の定めがある場合を除き私人に行わせることを禁止し、自治法施行令第158条第1項で手数料については例外的にこれを可能としている。</p> <p>条例第11条に基づく証明書（来院証明書、支払証明書）の発行に係る手数料は、協定書第9条により「手数料は甲（神戸市）に帰属し、乙（指定管理者）において徴収を行うものとする」とされており、協定書第14条により「乙（指定管理者）は、業務の執行に当たり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙は甲（神戸市）の書面による事前の承諾を受けた場合は、協定書第9条に規定する手数料の徴収事務を除く当該業務の一部に限り第三者に再委託し、又請け負わせることができる」とされている。</p> <p>また、神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」及び「財務会計事務の手引き」においても、使用料（手数料等）の徴収事務は再委託できないことが記載されている。</p> <p>しかし、指定管理者は手数料の徴収事務を第三者に再委託していた。</p> <p>公金の取扱いの私人への委託があくまでも例外であることや、委託した場合にその旨を明確にするため、自治法施行令第158条第2項により告示や公表が求められることを鑑みると、手数料の徴収は指定管理者が行うべきである。</p>	<p>手数料徴収事務は（一財）神戸市小児救急医療事業団にて実施するものとし、具体的には、手数料事務が発生した場合、当日担当リーダー看護師（常勤看護師）により来院証明書発行手続き（証明書発行、手数料の徴収事務）を行うこととする。</p>	<p>措置済</p>
<p>ウ 自主事業に係る会計処理を適正に行うべきもの</p> <p>急病センターでは、センター開設当初から待合室におむつの自動販売機を市が設置し、指定管理者が1枚100円（税込み）で販売を行っているが、指定管理業務であるか自主事業であるか、協定書上で明確にされていなかった。</p> <p>帳簿等を確認し、神戸市所管局、指定管理者に聞き取りをしたところ、販売用のおむつは、指定管理者が指定管理料で購入（令和4年度支出額8,712円）している一方、おむつの売上収</p>	<p>平成22年の施設開設当初から指定管理者の自主事業としておむつ販売を実施している。</p> <p>神戸市所管局において所有するおむつ自動販売機は、指定管理者に譲渡し、自主事業としておむつの提供を継続する。また、指定管理料で購入したおむつ購入費（平成28年度～令和4年度＜7年分※文書保存期間＞）を令和5年度精算時に返還を求める。</p>	<p>措置方針</p>

令和5年度財政援助団体等監査（監査対象：一般財団法人神戸市小児救急医療事業団）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>入は、指定管理者である法人の収入として、指定管理料の精算の対象から除外する「精算対象外収入」に計上（令和4年度収入額5,600円）されていた。</p> <p>神戸市所管局は、指定管理の業務とするかを判断し、必要な手続きを行ったうえで、適正に処理すべきである。</p>		